



サプライヤーに対する 作業停止権限

プロセスの説明

1 はじめに

本書では、サプライヤーがエリクソン・グループ会社（以下「エリクソン」という）に作業を提供する際に適用される、エリクソンの作業停止権限プロセスについて説明します。

エリクソンは、サプライヤーの従業員およびサプライヤーが雇用するその他の人員（以下「**サプライヤー要員**」）に対し、自身または他者が死亡、負傷、または疾病に見舞われる差し迫った危険にさらされていると誠実に判断した場合、作業を中止するか、その他の方法で作業状況に介入することを強く推奨します（以下「**作業停止権限**」という）。サプライヤー要員は、作業停止権限を行使し、そのような状況下での死亡、負傷、または健康障害を防止することを目的として、積極的に行動することを強く推奨します。

一連の基準例が示されていますが、作業停止権限を行使するかどうかの決定は、サプライヤー要員の個人的な誠意、判断、信念、および経験に基づいて行われるものとします。

作業停止権限の案件は、根本原因の分析と予防措置を可能にするために、エリクソンのグローバル・インシデント・レポート・ツールに「懸念事項」として速やかに報告しなければなりません。

本文書は、エリクソン・グループの健康、安全、福祉に関する方針およびエリクソンビジネスパートナー行動規範に基づいています。

なお、本文書の規定は、安全な労働環境を確保するために義務付けられている法令を補足するものです。安全な労働環境を確保するために、法律や規制がより厳しい規則を定めている限りにおいて、そのような法律や規制は、常に本書に記載されている内容よりも優先されます。

2 作業停止権限プロセス



ステップ1 – 作業停止：

サプライヤー要員は、自分または他人の生命または健康が、差し迫った深刻な危険にさらされていると誠実に判断した場合、作業を中止したり、作業に介入したりします。

ステップ2 – 発言する：

サプライヤー要員は、作業責任者（PICW）/チームリーダーに通知し、問題を軽減するための話し合いと取るべき行動の検討を行います。

チーム内またはサプライヤー内の現場で問題を迅速に解決できない場合は、エリクソンの問い合わせ先に報告してください。

ステップ 3 – 安全性の確保 :

作業停止権限案件に関連するリスクは、ステップ2に従って連絡を受けた者が対処し、解決するものとします。問題を解決できない場合は、経営陣にエスカレーションします。

ステップ 4 – 作業開始 :

問題が解決した後、サプライヤー要員は、適用される安全基準および規則に従って作業を開始します。

3 役割と責任

3.1 サプライヤー企業

サプライヤー企業サプライヤー各社は、以下のことを行うものとします。

- 作業停止権限を自由に行使できる企業文化を推進する。
- 誤用の防止を含め、作業を開始する前に、作業停止権限プロセスがすべてのサプライヤー要員に明確に周知されるようにする。
- 作業停止権限を開始するサプライヤー要員を評価し、感謝する。
- すべての作業停止権限案件が、グローバル・インシデント・レポート・ツールで報告されていることを確認する。
- 作業責任者（PICW）/チームリーダーを任命する。

3.2 作業責任者（PICW）

PICW /チームリーダーは、以下のことを行うものとします。

- 作業停止権限案件を処理する第一線に立つ。
- 状況を確認し、リスクを評価し、軽減措置に関する合意を得るための話し合いを行う。
- 現場で迅速に解決できない場合は、速やかにエリクソンの問い合わせ先に案件を報告する。
- 案件が現場で迅速に解決されない場合は、最寄りのマネージャーにエスカレーションする。
- 作業停止権限を開始する者を認識し、感謝する。
- 能力を高め、リスクを意識するためのトレーニングに参加する。
- すべての作業停止権限案件を、グローバル・インシデント・レポート・ツールで報告する。
- 調査に協力し、エリクソンに調査と防止のための十分な情報を提供する。

3.3 サプライヤー要員

サプライヤー要員には、以下のことを強く推奨します。

- 必要に応じて、作業停止権限を速やかに発動する。
- 他の人によって作業停止権限が発動された場合は、サポートする。
- 状況確認と取るべき行動の話し合いに参加する。
- 合意した行動の実施に協力する。
- 能力を高め、リスクを意識するために、関連するトレーニングに参加する。
- エリクソンの問い合わせ先に懸念を提起する。

3.4 懲戒処分またはその他の報復

サプライヤーは、誠実に作業停止権限を行使したサプライヤー要員に対して、懲戒処分またはその他の報復（責任または損害賠償請求を含む）を講じてはなりません。

4 作業停止権限の例

作業停止権限を行使できる状況と条件の例を以下に示します（網羅的なリストではありません）。

以下に関連する不安全状況：

- 電気通信構造
- ロープ・リギングと材料/機器の機械的吊り上げ。
- 建設および土木作業
- 密閉空間への立ち入り
- 現場へのアクセスと環境（例：小道、路地、生い茂った植生など）により、機器の安全な輸送が不可能な場合
- 二輪車を含む車両

以下のような不安全行動：

- [エリクソンの救命ルール](#)に従わない
- 作業を実行する前に、十分な休息をとらずに作業または運転に入る
- 電力設備の活線を伴う作業、高所や狭い場所での単独作業
- 時間的プレッシャーによる安全に関する指示や工程の省略



エリクソン・ライフセービング・ルール



運転

制限速度を超えないようにしてください。また、運転中は携帯電話や携帯用機器を使用しないでください。



走行

車両に乗っているときは、常にシートベルトを着用してください



ヘルメット

オートバイや自転車に乗るときは常にヘルメットを着用してください



アルコールと薬物

パフォーマンスの低下につながるアルコールや薬物を服用して、作業や運転をしないでください



個人用防護具 (PPE)

常に作業環境に合った個人用防護具 (PPE) を使用してください



落下ゾーン

承認されていない、または正しいPPEを着用していない場合は、落下ゾーン(落下物危険区域)に入らないでください



高所作業

常に落下阻止器具システムを使用し、環境条件に注意を払ってください



電気

常に電気が絶縁されていることを確認してから作業してください。電源電力の近くで作業する際は、常に安全距離を保ってください



安全を守り健康な毎日を送りましょう

Ericsson Care